

居宅介護支援重要事項説明書

(令和5年10月16日 現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-649-6045 (午前9時から午後5時)

FAX 042-686-3866

担当 介護支援専門員

* ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 居宅介護支援事業所 ヒイラギ の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所 ヒイラギ
所在地	東京都八王子市中野上町4丁目32-23 T・Mビル3階
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都 1372909109 号)
サービスを提供する地域	八王子市
第三者評価	実施なし

(2) 当事業所の職員体制

	資格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	計
管理者 兼介護支援専門員	介護福祉士 主任介護支援専門員		1名		1名
介護支援専門員	介護福祉士 介護支援専門員	3名			3名
介護支援専門員	管理栄養士 介護支援専門員	1名			1名
介護支援専門員	看護師 介護支援専門員			1名	1名

(3) 営業時間

月 ～ 土	午前10時～午後4時
日	定休日
休業	12月29日～翌年1月3日

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 課題の把握

介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。また、ご依頼により要介護認定等の申請について必要な支援を行います。

(2) 利用者によるサービスの選択

当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し利用者にサービスの選択を求めます。

(3) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

- ① 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ② 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ③ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- ④ 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。

4 利用料金

(1) 利用料金

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

なお、居宅介護支援の利用料は1ヶ月当たり下記の通りです。

居宅介護支援について 要介護1、2の場合:11,890円/月
要介護3～5の場合:15,448円/月

初回加算:3,315円/月

入院時情報連携加算Ⅰ:2,210円/月

入院時情報連携加算Ⅱ:1,105円/月

退院・退所加算:4,973円/月～9,945円/月

通院時情報連携加算： 553円／月

緊急時等居宅カンファレンス加算:2,210円/月

ターミナルケアマネジメント加算:4,420円/月

特定事業所加算(Ⅱ):4,497円/月

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月に要介護度に応じての金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。
このサービス証明書を後日お住まいの市町村の窓口へ提出しますと、全額支払いを受けられます。

(2) 交通費

- ① 前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
- ② それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。
なお、自動車を使用した場合の交通費は次の通りです。
(イ) 事業所から片道1kmにつき100円

③ 解約料

お客様はいつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。
解約する場合は文書でお申し出ください。

(3) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・お客様の入院期間が、3か月を超えた場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
 - ・お客様がお亡くなりになった場合
- ④ その他
お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合には、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

当事業所の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、かつ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとします。

(2) 24時間常時連絡できる体制について

当事業所は、業務時間以外でも転送電話により24時間連絡をとることが可能です。
電話番号 042-649-6045 (または各担当ケアマネジャーにご連絡下さい)

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
調査(課題把握)の方法	－	当法人独自方式等による
介護支援専門員への研修の実施	有	継続的な研修の実施により 資質向上に努めます。
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	無	前記4の(3)参照

(4) 医療機関等との連携等について

- ① 利用者が医療機関に入院した際、医療機関に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるよう求めます。
- ② 医療機関等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、服薬状況・口腔機能その他の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て医師・歯科医師・薬剤師等に提供いたします。
- ③ 利用者が訪問看護・通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望した場合、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。この場合において居宅サービス計画を作成した際には主治医等に交付いたします。

7 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 管理者 木村 明子 電話番号 042-649-6045

事業所 苦情解決責任者 代表 木村 友彦

(2) その他

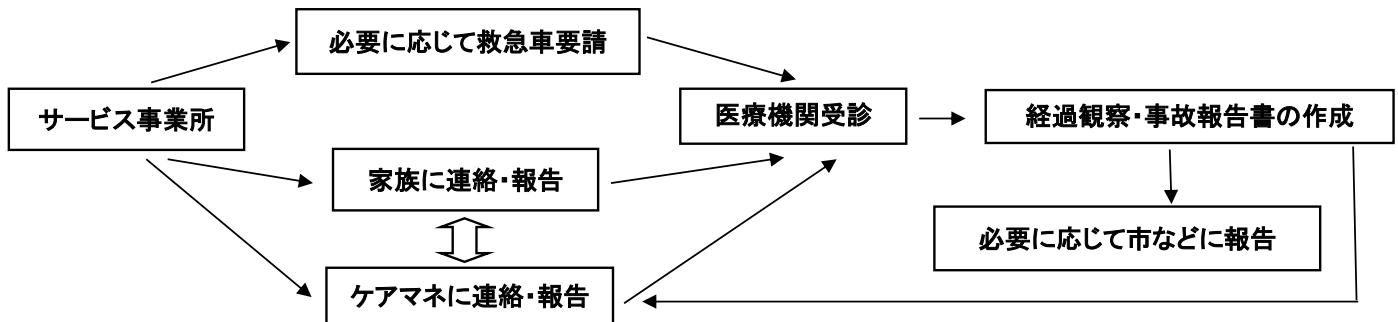
当事業所以外に、区市町村等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

八王子市役所 高齢者福祉課 電話番号 042-620-7420

東京都国民健康保険団体連合会 電話番号 03-6238-0177

8 事故発生時の対応について

介護サービス提供時に事故が発生した場合の対応手順



- ① サービス事業者が利用者の状況を把握し、必要に応じて救急車要請又は医療機関に受診します。
- ② サービス事業者から家族に利用者の状況及び事故発生時の状況を連絡・報告します。
- ③ サービス事業者から介護支援専門員に利用者の状況及び事故発生時の状況を連絡・報告を受けます。
- ④ 介護支援専門員から家族に連絡・報告します。必要に応じて市などに報告します。
- ⑤ サービス事業者から経過観察・事故報告書を受け取ります。
- ⑥ 事故発生時の対応、利用者の状況等について支援経過に記録します。
- ⑦ 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。

9 ケアマネジャーの業務範囲

- (1) 介護保険上、ケアマネジャーの業務は居宅サービス計画の作成・他事業者との連絡調整が主となります。ケアマネジャーが、ご利用者様・ご家族様の便宜のため、日常の雑務や買い物・外出支援等を代行することは出来ません。
- (2) ご利用者様の通帳を預かり保管したり、カードを預かりATMでお金を引き出すことは出来ません。ご自身では管理が難しい場合は、行政の管理サービス等をご紹介しますことも出来ますので、お気軽にご相談ください。

10 虐待防止に関する事項

当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(リモート会議を含む)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止の為の指針の整備。
- ③ 介護支援専門員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ ③に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- ⑤ サービス提供中に介護サービス事業従事者又は養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報する。

11 ハラスメント防止対策

暴言・暴力・ハラスメント、社会通念上許容できない行為はお控え頂きますようお願いいたします。
精神的攻撃、身体的攻撃、過大な要求、私的(個)の侵害、セクシュアルハラスメント等
これらの行為が認められた場合はサービスを停止や契約解除をすることがあります。

12 当法人の概要

法人種別・名称	合同会社 ヒイラギ
代表者役職・氏名	代表社員 木村 友彦
所在地・電話番号	東京都八王子市中野上町4丁目32-23T・Mビル3階 080-3722-1556